

令和2年3月31日

新規開業を検討されている方へ

岐阜県健康福祉部医療整備課

新規開業者に対して求める外来医療機能等について（依頼）

平素は、県の保健医療行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

県では、平成30年7月に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」の規定に基づき、新たに「岐阜県外来医療計画」を策定しました。

本計画では岐阜医療圏における診療所（又は病院）の新規開業者に対しては、「不足する外来医療機能」を担うことを求めることとしています。

また、新規開業者が医療機器を購入、設置する場合は、医療機器を効率的に活用していく観点から、医療機器の共同利用計画の作成を求めることとしています。

県としては、新規開業者が担う外来医療機能及び医療機器の購入、設置に係る共同利用計画について、事前に内容を把握し、必要に応じて、地域医療構想等調整会議における協議への参加を求める場合があることから、下記についてご対応いただくようお願いします。

なお、本件につきましては、事前に地域医師会へご相談いただくようお願いします。

記

1 新規開業者に対して求める外来医療機能（岐阜圏域のみ）

地域で不足する外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、公衆衛生）を担っていただくようお願いします。

※担っていただけない場合は、地域医療構想等調整会議において、その理由を説明してください。

地域医療構想等調整会議

岐阜県内5圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）において、将来の医療提供体制及び実現のための施策等を医療機関関係者及び医療保険者等の関係者（地域医師会長、病院長等）から構成された委員で協議する場（事務局：当課、各保健所長）

2 医療機器の購入、設置に係る共同利用計画（全圏域）

以下の医療機器を購入、設置する場合、共同利用計画の作成をお願いします。

1) CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）

2) MRI (1.5 テスラ未満、1.5 テスラ以上 3.0 テスラ未満及び 3.0 テスラ以上のMRI)

3) PET (PET及びPET-CT)

4) 放射線治療 (リニアック及びガンマナイフ)

5) マンモグラフィ

※共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想等調整会議で確認します。

3 提出先等

診療所 (又は病院) 開設届出書提出にあわせて、別添 1 の届出様式を管内保健所へご提出ください。(岐阜圏域のみ)

また、医療法に基づく医療機器の設置届等にあわせて、別添 2 の届出様式を管内保健所へご提出ください。(全圏域共通)

4 その他

※電子ファイルは県ホームページへ掲載済み。

URL:<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/iryo/horei/11229/gairaiiryokeikaku.html>

5 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部医療整備課医療企画係

TEL : 058-272-1860

FAX : 058-278-2623

Eメール : c11229@pref.gifu.lg.jp